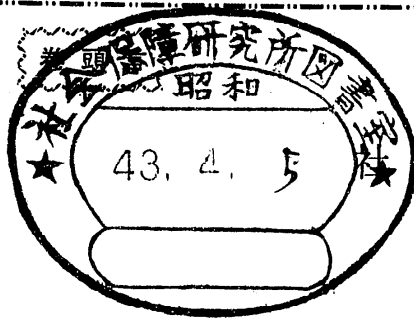




社会福祉について

木村 忠二郎

国際的な社会福祉の諸問題についての討議と研究の場として昭和3年に設けられた国際社会事業会議が、その常設機関として名実ともに活動するものであることを明らかにすべく、昭和42年1月1日からその名称を国際社会福祉協議会とし、定款をも全面的に改正したのであったが、この過程において、社会福祉ということばを用いることについて、大きな論争が行われた。この社会福祉ということばは、Social Welfare なのであるが、ラテン語系統の諸国からこれを用いることに大きな反対が出されたのであった。そのいうところは、第1に、このことばのもつ意味が明瞭でないこと、第2に、ラテン語系のことばではこれに相当することばがないということにあったようである。この論争は、結局、国際連合で社会福祉ということばをつかっているのだからこれに従うということと、ラテン語系のことばを用いている諸国では、それぞれその訳語を定めたらよいということで、そのまま決定になり、さきにのべたようになったのである。

Welfare ということばは英国の系統から出たことばであるらしく、wel と faran とから合成されたもので、健康、幸福および繁栄の状態を意味し、そこから地域社会その他の集団がその構成員の生活条件および生活水準を改善するための組織的努力である福祉事業をもいうことになっているという。日本語でいう福祉はこの漢字から来ているものであって、この二つの文字はいずれもしあわせ、さいわいをいうものとされているのであるが、今日では、英語でいうWelfare の訳語として用いられているといつてよい。Welfare の意味するところが上のようなものであるならば、社会福祉といわれるものの範囲はきわめて広いものということになるわけである。

しかし、今日わが国においては、制度の上からこれらについてみるときは、憲法の定めるところに従って考えなければならぬものであろうから、日本国憲法についてみるのに、その第25条第2項には、社会福祉、社会保障、公衆衛生というように、この三つのものを並列させているのである。したがって、社会福祉は社会保障を含むものではなく、社会保障もまた社会福祉を含むものでもないようである。こういった考え方の上に立って社会福祉は何かということになると、社会保障が生活のための経済的な保障であるということに限定せられることになり、社会福祉は経済的な施策ということではなく、資力の有無にかかわらず、ハンディキャップなどをもつものなどにたいするサービスそのものをさすことになるのであろう。しかも、これは、医療その他の公衆衛生のサービスを除くということになるのであろう。

しかし、このようにいうことは、社会保障研究所の研究の範囲を限定すべしということではないこと、いうまでもないところである。